

掲示期間：7.20-7.29

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年7月20日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 横越農村環境改善センターの項中

「

農事研修室	136.00
和室（大広間）	80.00
小会議室	33.00
会議室	44.00
図書室	81.00

」を

「

大研修室	136.00
大会議室	80.00
第2小会議室	33.00
第1小会議室	44.00
図書資料コーナー	81.00

」に改め、

同表月潟農村環境改善センターの項中

「

営農指導室	48.00
多目的研修室	48.00

」を

「

第1・第2小研修室	96.00
-----------	-------

」に改める。

附 則

この規程は、令和5年7月20日から施行する。